

令和5年6月富山県議会定例会議案

令和5年6月富山県議会定例会議案目次

議案第 71 号	令和5年度富山県一般会計補正予算（第3号）	1
議案第 72 号	富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例一部改正の件	4
議案第 73 号	富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例一部改正の件	6
議案第 74 号	富山県手数料条例一部改正の件	7
議案第 75 号	富山県税条例一部改正の件	8
議案第 76 号	富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例一部改正の件	20
議案第 77 号	工事請負契約変更に関する件（伏木富山港（新湊地区）荷役機械建設国際物流ターミナル荷役機械（NC-1）更新工事）	21
報告第 5 号	地方自治法第179条による専決処分の件	22
	損害賠償に係る和解に関する件	23
報告第 6 号	地方自治法第180条による専決処分の件	24
	損害賠償に係る和解に関する件	25
報告第 7 号	令和4年度富山県継続費繰越計算書	26
報告第 8 号	令和4年度富山県繰越明許費繰越計算書	27
報告第 9 号	令和4年度富山県事故繰越し繰越計算書	40
報告第 10 号	令和4年度富山県病院事業会計予算繰越計算書	43
報告第 11 号	令和4年度富山県流域下水道事業会計予算繰越計算書	45
報告第 12 号	令和4年度富山県電気事業会計予算繰越計算書	47
報告第 13 号	令和4年度富山県水道事業会計予算繰越計算書	49
報告第 14 号	令和4年度富山県工業用水道事業会計予算繰越計算書	51

議案第 71 号

令和 5 年度富山県一般会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度富山県の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,722,444 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 638,914,883 千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 9 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 国庫支出金		69,094,272	1,051,948	70,146,220
	1 国庫負担金	20,873,541	360,627	21,234,168
	2 国庫補助金	47,198,611	771,321	47,969,932
	3 委託金	1,022,120	△ 80,000	942,120
11 寄附金		220,810	4,000	224,810
	1 寄附金	220,810	4,000	224,810
12 繰入金		17,878,226	666,496	18,544,722
	2 基金繰入金	10,894,823	666,496	11,561,319
補正されなかった款項に係る額		549,999,131		549,999,131
歳入合計		637,192,439	1,722,444	638,914,883
歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		28,634,936	△ 50,000	28,584,936
	1 総務管理費	12,636,811	30,000	12,666,811
	2 企画費	5,825,640	△ 80,000	5,745,640
4 衛生費		43,244,517	1,540,444	44,784,961

	1 公衆衛生費	30,364,334	1,540,444	31,904,778
7 商 工 費		114,199,713	232,000	114,431,713
	1 商 業 費	104,172,221	22,000	104,194,221
	2 工 鉱 業 費	8,289,792	210,000	8,499,792
補正されなかった款項に係る額		451,113,273		451,113,273
歳 出 合 計		637,192,439	1,722,444	638,914,883

議案第 72 号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例一部改正の
件

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改
正する。

令和 5 年 6 月 9 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改
正する条例

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例
第50号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 4 項第 1 号中「ゴイサギ（*Nycticorax nycticorax*・*Nycticorax nycticorax*）、カルガモ（*Anas zonorhyncha*・*Anas zonorhyncha*）、キジバト（*Streptopelia orientalis*・*Streptopelia orientalis*）、ヒヨドリ（*Hypsipetes amaurotis*・*Hypsipetes amaurotis*）、スズメ（*Passer montanus*・*Passer montanus*）、ムクドリ（*Spodiopsar cineraceus*・*Spodiopsar cineraceus*）、ハシボソガラス（*Corvus corone*・*Corvus corone*）、ハシブトガラス（*Corvus macrorhynchos*・*Corvus macrorhynchos*）、カワラバト（*Columba livia*・*Columba livia*）、ノウサギ（*Lepus brachyurus*・*Lepus brachyurus*）、タヌキ（*Nyctereutes procyonoides*・*Nyctereutes procyonoides*）、ハクビシン（*Paguma larvata*・*Paguma larvata*）、ノイヌ（*Canis familiaris*・*Canis familiaris*）及びノネコ（*Felis catus*・*Felis catus*）」を「*Nycticorax nycticorax*（ゴイサギ）、*Anas zonorhyncha*（カルガモ）、*Streptopelia orientalis*（キジバト）、*Hypsipetes amaurotis*（ヒヨドリ）、*Passer montanus*（スズメ）、*Spodiopsar cineraceus*（ムクドリ）、*Corvus corone*（ハシボソガラス）、*Corvus macrorhynchos*（ハシブトガラス）、*Columba livia*（カワラバト（ドバト））、*Lepus brachyurus*（ノウサギ）、*Nyctereutes procyonoides*（タヌキ）、*Paguma larvata*（ハクビシン）、*Canis familiaris*（ノイヌ）及び *Felis catus*（ノネコ）」に改め、同項第 2 号中「ニホンザル（*Macaca fuscata*・*Macaca fuscata*）」を「*Macaca fuscata*（ニホンザル）」に、「イノシシ（*Sus scrofa*・*Sus scrofa*）」及び「ニホンジカ（*Cervus nippon*・*Cervus nippon*）」を「*Sus scrofa*（イノシシ）及び *Cervus nippon*（ニホンジカ）」に改める。

別表第2第2の2項第2号中「ニホンザル（マカク・フスカータ）」を「*Macaca fuscata*（ニホンザル）」に、「イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニポン）」を「*Sus scrofa*（イノシシ）及び*Cervus nippon*（ニホンジカ）」に、「及び黒部市」を「、黒部市及び南砺市」に改める。

別表第3第3の2項第2号中「イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニポン）」を「*Sus scrofa*（イノシシ）及び*Cervus nippon*（ニホンジカ）」に改める。

別表第4第1の3項第2号中「ニホンザル（マカク・フスカータ）、イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニポン）」を「*Macaca fuscata*（ニホンザル）、*Sus scrofa*（イノシシ）及び*Cervus nippon*（ニホンジカ）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2第2の2項第2号の改正規定（「及び黒部市」を「、黒部市及び南砺市」に改める部分に限る。）及び次項の規定は、令和5年7月1日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際別表第2第2の2項に定める事務に係る法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は前項ただし書に規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）前に当該法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において南砺市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該法令の適用については、南砺市長がした処分その他の行為又は南砺市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

議案第 73 号

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例一部改正の件

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 9 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（昭和48年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第10項を次のように改める。

10 第20条の規定にかかわらず、職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る富山県新型インフルエンザ等対策本部が設置されたもの（人事委員会規則で定めるものに限る。）をいう。）から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときは、感染症等防疫手当を支給する。この場合において、当該手当の額は、作業1日につき4,000円を超えない範囲において人事委員会規則で定める額とする。

附則中第11項を削り、第12項を第11項とする。

附 則

この条例は、公布の日の翌日から施行する。

議案第 74 号

富山県手数料条例一部改正の件

富山県手数料条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 9 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 391 の項を次のように改める。

391 削除		
--------	--	--

別表第 1 の 451 の項中「第 108 条の 2 第 1 項第15号」の次に「又は第16号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の 451 の項の改正規定は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

議案第 75 号

富山県税条例一部改正の件

富山県税条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 9 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県税条例の一部を改正する条例

第 1 条 富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第38条の 3 第 1 項中「第 2 項又は」を「第 3 項又は」に改める。

第41条第 2 項中「第 8 条」を「第57条の 4 の 2」に改める。

第 138 条の 2 第 1 項第 4 号ア(イ)中「100 分の75」を「100 分の80」に改め、同号ウ中「2.5 トン」を「3.5 トン」に改め、同号エ中「2.5 トン」を「3.5 トン」に、「トラック」を「バス」に改め、同号エ(ア) a 中「2 分の 1」を「4 分の 3」に改め、同号エ(ア) b 中「4 分の 1」を「2 分の 1」に改め、同号エ(イ)を次のように改める。

(イ) エネルギー消費効率が令和 2 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 110 を乗じて得た数値以上であること。

第 138 条の 2 第 1 項第 4 号オ中「2.5 トンを超え」及び「バス又は」を削り、同号オ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 115 を乗じて得た数値以上」を「基準エネルギー消費効率であつて令和 4 年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第 138 条の 4 において「令和 4 年度基準エネルギー消費効率」という。）以上（車両総重量が 2.5 トン以下のトラックにあつては、令和 4 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 105 を乗じて得た数値以上）」に改め、同号カを削り、同号キ中「第 9 条の 2 第 16 項」を「第 9 条の 2 第 15 項」に改め、同号キ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 120」を「令和 4 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 105」に改め、同号キを同号カとし、同項第 5 号ア中「第 9 条の 2 第 17 項」を「第 9 条の 2 第 16 項」に改め、同号ア(ア) a 中「第 9 条の 2 第 18 項」を「第 9 条の 2 第 17 項」に改め、同号ア(ア) b 中「第 9 条の 2 第 19 項」を「第 9 条の 2 第 18 項」に改め、同号ア(イ)中「100 分の75」を「100 分の80」に改め、同号イ中「第 9 条

の 2 第20項」を「第 9 条の 2 第19項」に改め、同項第 6 号ア中「第 9 条の 2 第21項」を「第 9 条の 2 第20項」に改め、同号ア(ア)中「第 9 条の 2 第22項」を「第 9 条の 2 第21項」に、「第 9 条の 2 第23項」を「第 9 条の 2 第22項」に改め、同号ア(イ)中「100 分の75」を「100 分の80」に改め、同号イ中「第 9 条の 2 第24項」を「第 9 条の 2 第23項」に改め、同号ウ中「2.5 トンを超え」及び「又はトラック」を削り、「第 9 条の 2 第25項」を「第 9 条の 2 第24項」に改め、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 115」を「令和 2 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 105」に改め、同号エ中「2.5 トンを超え」を削り、「第 9 条の 2 第26項」を「第 9 条の 2 第25項」に改め、同号エ(イ)中「以上」を「に 100 分の 110 を乗じて得た数値以上」に改め、同号カ(ア) a 中「第 138 条の 4 第 1 項第 3 号オ(ア) a 及び第 2 項第 3 号エ(ア) a」を「第 138 条の 4 第 1 項第 3 号キ(ア) a 及び第 2 項第 3 号オ(ア) a」に改め、同号カ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 110」を「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第 3 項及び第 138 条の 4 において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に 100 分の 115」に改め、同号カを同号キとし、同号オ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 120」を「令和 4 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 105」に改め、同号オを同号カとし、同号エの次に次のように加える。

オ 車両総重量が 2.5 トンを超え 3.5 トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第 9 条の 2 第26項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の 9 を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和 4 年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第 138 条の 2 第 2 項の表以外の部分中「からエまで」を「、イ及びオ」に改め、「並びに」の次に「令和 4 年度基準エネルギー消費効率及び」を加え、「及び平成27年度基準エネルギー消費効率」を削り、同項の表第 4 号ア(イ)の項中「100 分の75」を「100 分の80」に、「100 分の 162」を「100 分の 173」に改め、同表

第4号ウ(イ)の項及び第4号エ(イ)の項を削り、同表に次のように加える。

第4号オ(イ)	令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の105	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の163
---------	---------------------------	----------------------------

第138条の2第3項の表第4号ア(イ)の項、第5号ア(イ)の項及び第6号ア(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改める。

第138条の4第1項第1号ア(イ)中「100分の65」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の75」を「100分の80」に改め、同号ウ中「2.5トン」を「3.5トン」に改め、同号エ中「2.5トン」を「3.5トン」に、「トラック」を「バス」に改め、同号エ(ア)a中「2分の1」を「4分の3」に改め、同号エ(ア)b中「4分の1」を「2分の1」に改め、同号エ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120」を「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105」に改め、同号オ中「2.5トンを超え」及び「バス又は」を削り、同号オ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値(車両総重量が2.5トン以下のトラックにあつては、令和4年度基準エネルギー消費効率)」に改め、同号カ中「バス又は」を削り、同号カ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値」を「令和4年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第2号ア(イ)中「100分の65」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第3号ア(イ)中「100分の65」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の75」を「100分の80」に改め、同号オ中「第9条の4第13項」を「第9条の4第15項」に改め、同号オ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号オを同号キとし、同号エ中「バス又は」を削り、「第9条の4第12項」を「第9条の4第14項」に改め、同号エ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値」を「令和4年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号エを同号カとし、同号ウ中「バス又は」を削り、「第9条の4第11項」を「第9条の4第13項」に改め、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同号ウを同号オとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第11項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第12項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

第138条の4第2項第1号ア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に、「第9条の4第14項」を「第9条の4第16項」に改め、同号イ中「車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラック」を「自家用の乗用車」に、「第9条の4第15項」を「第9条の4第17項」に改め、同号イ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第138条の4第2項第1号ウ中「2.5トンを超え」及び「又はトラック」を削り、「第9条の4第16項」を「第9条の4第18項」に改め、同号ウ(ア)a中「2分の1」を「4分の3」に改め、同号ウ(ア)b中「4分の1」を「2分の1」に改め、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号エ中「バス又は」を削り、「第9条の4第17項」を「第9条の4第20項」に改め、同号エ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第19項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

第138条の4第2項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第21項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第22項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1

1 を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第138条の4第2項第3号ア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に、「第9条の4第19項」を「第9条の4第23項」に改め、同号イを次のように改める。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第24項に規定するもの

(ア) 平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第138条の4第2項第3号エ中「第9条の4第22項」を「第9条の4第27項」に改め、同号エ(イ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「バス又は」を削り、「第9条の4第21項」を「第9条の4第26項」に改め、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第25項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第138条の4第4項の表以外の部分中「からエまで」を「、イ及びオ」に、「及びイ」を「、イ及びエ」に改め、同項の表第1項第1号ア(イ)の項中「100分

の65」を「100分の70」に、「100分の141」を「100分の151」に改め、同表第1項第1号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の162」を「100分の173」に改め、同表第1項第1号イ(ウ)及びウ(イ)の項中「及びウ(イ)」を削り、同表第1項第1号エ(イ)の項中「第1項第1号エ(イ)」を「第1項第1号オ(イ)」に、「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120」を「令和4年度基準エネルギー消費効率)」に、「100分の150」を「100分の155を乗じて得た数値)」に改め、同表第2項第1号イ(イ)の項中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70」に、「100分の144」を「100分の151」に改め、同表に次のように加える。

第2項第1号イ(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第2項第1号エ(イ)	令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の147

第138条の4第5項の表以外の部分中「、第2号及び第3号ア」を「及びイ、第2号並びに第3号ア及びイ」に改め、同項の表第1項第1号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の94」を「100分の102」に改め、同表第1項第1号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改め、同表第1項第2号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の94」を「100分の102」に改め、同表第1項第2号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改め、同表第1項第3号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の94」を「100分の102」に改め、同表第1項第3号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改め、同表第2項第1号ア(イ)、第2号イ及び第3号ア(イ)の項中「、第2号イ及び第3号ア(イ)」を削り、同表に次のように加える。

第2項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102
第2項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87

第2項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102
第2項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87
第2項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102

附則第6条の5第1項の表2の項中「自衛隊」の次に「又は法第144条の3第5項に規定するオーストラリア軍隊」を加える。

附則第6条の6の3第2項中「第2項第3号ア」の次に「若しくはイ」を加える。

附則第6条の6の4第3項及び附則第6条の10第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

第2条 富山県税条例の一部を次のように改正する。

第138条の2第1項第4号ア(イ)中「100分の80」を「100分の90」に改め、同号イ(イ)中「100分の85」を「100分の95」に改め、同項第5号ア(イ)中「100分の80」を「100分の90」に改め、同号イ(イ)中「100分の85」を「100分の95」に改め、同項第6号ア(イ)中「100分の80」を「100分の90」に改め、同号イ(イ)中「100分の85」を「100分の95」に改め、同号キ(イ)中「平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第3項及び第138条の4において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の115」を「令和7年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第4項及び第138条の4において「令和7年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の105」に改め、同条第2項の表第4号ア(イ)の項中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の173」を「100分の194」に改め、同表第4号イ(イ)の項中「100分の85」を「100分の95」に、「100分の184」を「100分の205」に改め、同条第3項の表以外の部分中「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）」に改め、同項の表第4号ア(イ)の項中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の116」を「100分の130」に改め、同表第4号イ

(イ)の項中「100分の85」を「100分の95」に、「100分の123」を「100分の138」に改め、同表第5号ア(イ)の項中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の116」を「100分の130」に改め、同表第5号イ(イ)の項中「100分の85」を「100分の95」に、「100分の123」を「100分の138」に改め、同表第6号ア(イ)の項中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の116」を「100分の130」に改め、同表第6号イ(イ)の項中「100分の85」を「100分の95」に、「100分の123」を「100分の138」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項(第6号キに係る部分に限る。)の規定は、令和7年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として省令第9条の2第38項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として省令第9条の2第39項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車(第138条の4第6項において「平成27年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。)について準用する。この場合において、同号キ(イ)中「令和7年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(第4項及び第138条の4において「令和7年度基準エネルギー消費効率」という。))に100分の105」とあるのは、「平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の115」と読み替えるものとする。

第138条の4第1項各号列記以外の部分中「又は第3項」を「から第4項まで」に改め、同項第1号ア(イ)中「100分の70」を「100分の80」に改め、同号イ(イ)中「100分の80」を「100分の85」に改め、同項第2号ア(イ)中「100分の70」を「100分の80」に改め、同号イ(イ)中「100分の80」を「100分の85」に改め、同項第3号ア(イ)中「100分の70」を「100分の80」に改め、同号イ(イ)中「100分の80」を「100分の85」に改め、同号キ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値」を「令和7年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「又は第5項」を「から第6項まで」に改め、同項第1号ア(イ)中「100分の60」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の70」を「100分の75」に改め、同項第2号ア(イ)中「100分の60」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の70」を「100分の75」に改め、同項第3号ア(イ)中「100分の60」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の70」を「100分の75」に改め、同号オ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率

に 100 分の 105」を「令和 7 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 95」に改め、同条第 3 項中「又は第 5 項」を「から第 6 項まで」に改め、同条第 4 項の表第 1 項第 1 号ア(イ)の項中「100 分の 70」を「100 分の 80」に、「100 分の 151」を「100 分の 173」に改め、同表第 1 項第 1 号イ(イ)の項中「100 分の 80」を「100 分の 85」に、「100 分の 173」を「100 分の 184」に改め、同表第 2 項第 1 号ア(イ)の項中「100 分の 60」を「100 分の 70」に、「100 分の 130」を「100 分の 151」に改め、同表第 2 項第 1 号イ(イ)の項中「100 分の 70」を「100 分の 75」に、「100 分の 151」を「100 分の 162」に改め、同条第 5 項の表第 1 項第 1 号ア(イ)の項中「100 分の 70」を「100 分の 80」に、「100 分の 102」を「100 分の 116」に改め、同表第 1 項第 1 号イ(イ)の項中「100 分の 80」を「100 分の 85」に、「100 分の 116」を「100 分の 123」に改め、同表第 1 項第 2 号ア(イ)の項中「100 分の 70」を「100 分の 80」に、「100 分の 102」を「100 分の 116」に改め、同表第 1 項第 2 号イ(イ)の項中「100 分の 80」を「100 分の 85」に、「100 分の 116」を「100 分の 123」に改め、同表第 1 項第 3 号ア(イ)の項中「100 分の 70」を「100 分の 80」に、「100 分の 102」を「100 分の 116」に改め、同表第 1 項第 3 号イ(イ)の項中「100 分の 80」を「100 分の 85」に、「100 分の 116」を「100 分の 123」に改め、同表第 2 項第 1 号ア(イ)の項中「100 分の 60」を「100 分の 70」に、「100 分の 87」を「100 分の 102」に改め、同表第 2 項第 1 号イ(イ)の項中「100 分の 70」を「100 分の 75」に、「100 分の 102」を「100 分の 109」に改め、同表第 2 項第 2 号ア(イ)の項中「100 分の 60」を「100 分の 70」に、「100 分の 87」を「100 分の 102」に改め、同表第 2 項第 2 号イ(イ)の項中「100 分の 70」を「100 分の 75」に、「100 分の 102」を「100 分の 109」に改め、同表第 2 項第 3 号ア(イ)の項中「100 分の 60」を「100 分の 70」に、「100 分の 87」を「100 分の 102」に改め、同表第 2 項第 3 号イ(イ)の項中「100 分の 70」を「100 分の 75」に、「100 分の 102」を「100 分の 109」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 第 1 項（第 3 号キに係る部分に限る。）及び第 2 項（第 3 号オに係る部分に限る。）の規定は、平成 27 年度基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、第 1 項第 3 号キ(イ)中「令和 7 年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「基準エネルギー消費効率であつて平成 27 年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項第 3 号オ(イ)にお

いて「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値」と、第2項第3号オ(イ)中「令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95」とあるのは「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」と読み替えるものとする。

附則第6条の6の3第2項を削る。

附則第6条の6の4第1項中「又は第3項」を「から第4項まで」に、「又は第5項」を「から第6項まで」に改める。

附則第6条の6の5中「又は第5項」を「から第6項まで」に改める。

附則第6条の7第2号中「軽油自動車」を「第138条の2第1項第6号に規定する軽油自動車(次項第6号及び第3項第3号において「軽油自動車」という。)」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第38条の3第1項の改正規定 令和7年1月1日
- (2) 第2条及び附則第4条の規定 令和7年4月1日
- (3) 第1条中附則第6条の5第1項の改正規定及び次条の規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日

(軽油引取税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の富山県税条例(以下「新条例」という。)附則第6条の5の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「3号施行日」という。)以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、3号施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第6条の10の規定は、令和5年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和6年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第4条 第2条の規定による改正後の富山県税条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「2号施行日」という。）以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、2号施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第 76 号

富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例一部改正の件

富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 9 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「歩行者又は」を「歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和35年法律第 105 号）第17条第 3 項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）及び」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

議案第 77 号

工事請負契約変更に関する件

令和 3 年11月定例県議会において議決を経た伏木富山港（新湊地区）荷役機械建設国際物流ターミナル荷役機械（NC-1）更新工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和 5 年 6 月 9 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

契 約 金 額	変更前	1,366,200,000円
	変更後	1,428,113,500円

報告第 5 号

地方自治法第 179 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 9 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

損害賠償に係る和解に関する件

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第 179 条第 1 項による専決処分）

専決処分 番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分 年 月 日
26	令和 5 年 1 月に高岡市あわら町地内で発生した保管管理中の携帯電話機の損傷	高岡市在住 1 名	県が支払う額 12,100円	令和 5 年 5 月 11 日

報告第 6 号

地方自治法第 180 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 5 年 6 月 9 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

損害賠償に係る和解に関する件

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第 180 条第 1 項による専決処分）

専決処分番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
25	令和 4 年11月17日に高岡市あわら町地内で発生した警察車両の交通事故	高岡市在住 1 名	県が受け取る額 73,909円	令和 5 年 5 月11日
27	令和 5 年 2 月28日に射水市三ヶ地内で発生した警察車両の交通事故	富山市 有限会社山藤商事	県が支払う額 116,600円	令和 5 年 5 月11日
28	令和 5 年 3 月 1 日に高岡市蓮花寺地内で発生した警察車両の交通事故	高岡市在住 1 名	県が受け取る額 144,925円	令和 5 年 5 月11日

報告第7号 令和4年度富山県継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度繰越額	計				繰越金	特定財源	その他
2	総務費	1 総務管理費	525,525,000	131,382,000		131,382,000	131,382,000	131,382,000			131,000,000	
9	警察費	1 警察管理費	1,226,910,000	1,143,026,000	1,451,000	1,144,477,000	368,180,000	368,180,000	46,983,000	183,197,000	138,000,000	
一	一般会計	計	1,752,435,000	1,274,408,000	1,451,000	1,275,859,000	499,562,000	499,562,000	47,365,000	183,197,000	269,000,000	

令和5年6月9日 提出

富山県知事 新田 八朗

報告第 8 号 令和 4 年度富山県繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入 国支出金	財源		一般財源
							特定財源	地方債	
					円	円	円	円	円
1 議会費	1 議会費	事務局運営事務費	400,000	48,510					48,510
		公文書館運営費	73,659,000	50,519,000		46,000,000			4,519,000
2 総務費	1 総務管理費	庁舎維持管理費	117,715,000	117,715,000		90,000,000			27,715,000
		富山県民共生センター運営管理費	15,435,000	15,434,100					15,434,100
		電子自治体推進費	13,920,000	9,900,000					9,900,000
		官民連携推進事業費	3,714,000						
2 総務費	2 企画費	地域交通対策費	595,717,000	461,276,666		180,560,000			280,716,666
		地域情報化推進費	125,470,000	106,052,363		42,566,000		38,406,000	25,080,363
		自然公園等整備事業費	111,874,000	111,302,000		57,375,000	51,000,000		2,927,000
		家族旅行村等事業費	22,750,000	22,750,000			20,000,000		2,750,000
5 市町村振興費	5 市町村振興費	市町村連携支援費	4,000,000	4,000,000		4,000,000			
		地域づくり支援事業費	40,000,000	18,716,000				18,716,000	
7 防災費	7 防災費	原子力災害対策費	283,130,000	283,130,000		283,130,000			

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳			
					既収入 特定財源	未収入		一般財源
						国支出金	地方債	
		石油貯蔵施設立地対策費	22,000,000	22,000,000	22,000,000			
		福祉のまちづくり推進費	59,166,000	59,166,000				59,166,000
	1 社会福祉費	障害福祉管理費	201,034,000	134,731,000	99,097,000	35,000,000		634,000
		高齢者福祉対策費	501,867,000	251,329,000			251,329,000	
		老人福祉施設整備費	435,486,000	401,299,000			401,299,000	
3 民生費		子育て支援推進事業費	676,576,000	4,600,000	3,500,000			1,100,000
		特別保育事業費	12,261,000	12,261,000				12,261,000
	2 児童福祉費	ひとり親家庭等福祉推進事業費	79,000,000	79,000,000	79,000,000			
		児童相談所運営費	1,604,000	1,604,000				1,604,000
		富山学園運営費	26,350,000	26,350,000		23,000,000		3,350,000
		感染症対策費	10,263,945,000	4,424,445,000	1,501,799,000		79,155,000	
	1 公衆衛生費	難病対策費	9,508,000	9,508,000				9,508,000
		エイズ対策費	19,775,000	19,775,000	19,775,000			
		衛生研究所費	115,149,000	115,149,000		115,000,000		149,000

4 衛生費	2 環境衛生費	新型コロナウイルス行動制限緩和等推進事業費	660,000,000	500,000,000		500,000,000			
		生活基盤施設耐震化等事業費	27,000,000	26,374,000		26,374,000			
		4 医療費	232,000,000	13,050,000			13,050,000		
	5 薬務費	薬局等許可事業費	24,848,000	24,848,000					24,848,000
		環境保全総合推進費	54,494,000	54,494,000			49,000,000		5,494,000
	6 公害防止費	快適な生活環境づくり推進費	14,932,000	14,932,000			14,932,000		
		廃棄物対策推進費	23,961,000	23,283,000					23,283,000
		環境科学センター運営費	12,800,000	12,800,000				11,000,000	1,800,000
		魅力ある技能社会推進事業費	33,000,000	30,924,000					30,924,000
	5 労働費	2 職業訓練費	都市農山漁村交流対策事業費	4,000,000	4,000,000		4,000,000		
元気な中山間地域づくり支援事業費			21,000,000	21,000,000		21,000,000			
1 農業費		とやま食育運動推進事業費	5,309,000	5,309,000			5,309,000		
		とやまプレミアム食事券事業費	400,000,000	397,960,748			397,960,748		
		担い手確保・経営強化支援事業費	300,000,000	80,276,000			80,276,000		
		水田農業生産振興対策事業費	2,035,933,000	1,885,933,000			1,634,775,000	113,000,000	100,000,000
		農業用電気料金高騰緊急支援事業費	100,000,000	100,000,000			100,000,000		

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入				その他
						国	地方	債		
円	円	円	円	円	円	円	円	円		
		植物防疫事業費	5,000,000	5,000,000						
		稼げる！とやまの園芸 産地支援事業費	120,000,000	120,000,000						
		農業・園芸研究所整備費	73,265,000	73,265,000		65,000,000			8,265,000	
	2 畜産業費	飼料生産総合対策事業費	120,000,000	120,000,000						
		基幹水利施設保全事業費	29,600,000	17,922,283		8,960,000		6,470,928	2,491,355	
		県単独農業農村整備 事業費	290,000,000	269,893,950			166,000,000		103,893,950	
		県営水利施設整備事業費	700,000,000	598,408,108		352,215,000	145,000,000	96,557,000	4,636,108	
		団体営水利施設整備 交付金事業費	128,739,000	126,466,000		97,915,000	26,000,000		2,551,000	
		団体営農道整備事業費	16,830,000	16,830,000		15,850,000			980,000	
	3 農地費	県営農地整備事業費	6,571,000,000	5,804,256,718		3,573,126,000	1,230,000,000	931,748,000	69,382,718	
		団体営農地整備事業費	8,960,000	8,960,000		7,000,000	1,000,000		960,000	
		地すべり対策事業費	195,000,000	169,938,826		97,500,000	70,000,000		2,438,826	
		県営農村地域防災減災 事業費	4,055,400,000	3,494,625,151		2,313,704,000	873,000,000	282,845,109	25,076,042	
		団体営農村地域防災減災 事業費	125,131,000	125,131,000		125,131,000				

	国土調査事業費	39,858,000	39,858,000		26,572,000			13,286,000	
	水と緑の森づくり事業費	4,143,000	4,143,000				4,143,000		
	林業成長産業化推進事業費	804,124,000	638,210,636		637,710,636			500,000	
	造林事業費	238,504,000	238,504,000		138,797,000			99,707,000	
6 農林水産業費	県単独森林整備事業費	152,800,000	126,423,800			22,000,000		104,423,800	
	県単独林道整備事業費	62,008,000	61,372,432			61,000,000		372,432	
	県営林道整備交付金事業費	205,500,000	193,501,136		96,750,568	69,000,000	19,350,114	8,400,454	
	山のまち地域づくり交付金事業費	194,500,000	172,553,705		121,416,213	39,000,000	8,627,688	3,509,804	
	県営林道開設交付金事業費	77,400,000	71,605,825		35,802,913	26,000,000	7,160,583	2,642,329	
	団体営林道舗装交付金事業費	18,000,000	18,000,000		13,500,000	4,000,000		500,000	
	団体営林道改良交付金事業費	18,000,000	13,508,000		9,649,000			3,859,000	
	県営林道改良事業費	30,600,000	27,141,700		13,570,850	12,000,000		1,570,850	
	復旧治山事業費	369,000,000	308,368,568		184,434,773	116,000,000		7,933,795	
	予防治山交付金事業費	41,000,000	26,674,260		20,047,130	5,000,000		1,627,130	
	なだれ防止林造成事業費	37,000,000	22,300,000		18,500,000	3,000,000		800,000	
	県単独治山事業費	448,000,000	427,507,455			269,000,000		158,507,455	
		4 林業費							

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入		特定財源		
						国支出金	地方債	その他		
		地すべり防止事業費	170,000,000	119,771,300	円	円	円	円	771,300	
		緊急予防治山事業費	137,000,000	127,302,402		68,271,201	55,000,000		4,031,201	
		治山施設機能強化交付金費	69,000,000	40,979,640		32,769,187	8,000,000		210,453	
		山地災害重点地域総合対策事業費	185,000,000	183,394,640		104,982,320	76,000,000		2,412,320	
		流木防止総合対策事業費	75,000,000	75,000,000		37,500,000	37,000,000		500,000	
		水産業振興啓発・活動費	6,800,000	6,800,000		6,800,000				
		資源管理・漁業経営安定対策推進事業費	100,000,000	100,000,000		100,000,000				
		沿岸漁業構造改善事業費	166,789,000	166,789,000		139,059,000			27,730,000	
		漁港管理費	7,700,000	7,700,000				7,700,000		
		5 水産業費	14,500,000	11,727,602			3,000,000		6,408,310	
		県単独漁港・漁港海岸整備事業費	478,866,000	252,804,425		126,402,213	80,000,000	37,920,664	8,481,548	
		漁港海岸整備交付金費	128,384,000	114,317,600		60,846,900	32,000,000	17,147,640	4,323,060	
		市町管漁港漁場整備交付金事業費	106,817,000	44,535,990		43,588,800			947,190	
		市町管漁港漁場整備事業費	119,100,000	74,961,915		49,974,610	23,000,000		1,987,305	

7 商 工 費	1 商 業 費	中小商業支援事業費	400,000,000	400,000,000		400,000,000				
		産業技術研究開発センター設備整備事業費	45,000,000	9,996,800		7,575,000			2,421,800	
	2 工 鉱 業 費	新事業創出促進事業費	100,000,000	100,000,000				100,000,000		
		発電用施設立地対策費	16,200,000	16,200,000		16,200,000				
		中小企業振興事業費	1,472,700,000	1,472,700,000		500,000,000			972,700,000	
		産業技術研究開発センター運営費	1,145,000	1,145,000				1,000,000	145,000	
	3 観 光 費	総合デザインセンター運営費	3,500,000	2,530,000				2,000,000	530,000	
		観光キャンペーン事業費	2,397,700,000	2,184,790,057			2,184,790,057			
	2 道路橋りょう費	1 土 木 管 理 費	建築指導費	1,500,000						
			県単独災害防除費	170,000,000	164,196,370				156,000,000	8,196,370
2 道路橋りょう費		県単独雪寒対策施設費	120,000,000	32,375,102	3,085,790			29,000,000	137,592	
		県単独雪寒対策施設維持修繕費	230,000,000	96,871,939				26,000,000	70,871,939	
		積雪寒冷地道路建設機械整備費	115,000,000	114,930,768			76,620,000		3,310,768	
		県単独交通安全施設整備費	400,000,000	265,216,062				170,000,000	95,216,062	
		県単独道路維持修繕費	1,150,000,000	937,260,965				669,000,000	268,260,965	
		道路橋りょう改築費	8,800,000,000	7,405,394,842	32,077,150	4,036,296,487		3,085,000,000	252,021,205	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左				財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入		特定財源	未収入	財源		一般財源
						国	地方			その他		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		県単独道路改良費	1,800,000,000	1,474,948,439	129,533,743		1,201,000,000	26,086,904	118,327,792			
		道路総合交付金事業費	3,825,320,000	2,818,803,298		1,437,225,834	1,320,000,000		61,577,464			
		道路災害関連事業費	380,000,000	232,057,048		116,029,000	105,000,000		11,028,048			
		県単独橋りょう維持修繕費	500,000,000	470,373,900			405,000,000		65,373,900			
		県営ダム維持修繕費	40,000,000	27,246,899			9,000,000	15,928,219	2,318,680			
		県単独河川維持修繕費	580,000,000	478,213,381			248,000,000	10,000,000	220,213,381			
		県単独河川改良費	121,000,000	95,607,694			88,000,000		7,607,694			
		県単独ダム維持管理費	160,000,000	121,945,045			23,000,000	5,761,926	93,183,119			
		都市基盤河川改修事業費	15,000,000	7,586,358					7,586,358			
		河川総合交付金事業費	1,940,000,000	1,768,806,308		881,103,157	868,000,000	6,600,000	13,103,151			
		河川改修費	3,333,000,000	3,085,286,088		1,228,216,344	1,416,000,000	317,174,403	123,895,341			
		県単独砂防改良費	50,000,000	33,749,885			13,000,000		20,749,885			
		県単独砂防維持修繕費	430,000,000	339,381,770			163,000,000		176,381,770			
3	河川海岸費	小規模急傾斜地崩壊対策補助金	20,000,000	17,365,443			17,300,000		65,443			

8 土 木 費	砂防綜合交付金事業費	1,200,000,000	895,455,018		424,634,818	378,000,000		92,820,200
	Tateyama S.A.B.O 國際的認知向上事業費	2,622,000	2,621,112		916,116			1,704,996
	砂防関係施設整備費	2,700,000,000	2,216,441,528		1,089,910,725	929,000,000	22,000,000	175,530,803
	海岸保全事業費	127,000,000	122,968,837		61,484,419	55,000,000		6,484,418
	県単独海岸整備事業費	41,000,000	37,242,846					37,242,846
	海岸環境保全事業費	50,000,000	50,000,000		35,000,000			15,000,000
	海岸綜合交付金事業費	254,000,000	211,959,858		103,119,396	92,000,000		16,840,462
	港湾海岸保全事業費	187,000,000	160,582,600		80,291,300	74,000,000		6,291,300
	港湾海岸綜合交付金事業費	131,000,000	114,041,270		53,520,635	55,000,000		5,520,635
	県単独港湾運河維持修繕費	250,000,000	141,536,996			70,000,000		71,536,996
	県単独港湾改良整備費	37,000,000	33,552,841	662,256		15,000,000	12,758,880	5,131,705
	伏木富山港港湾公害防止対策費	49,000,000	34,318,708		17,159,354			17,159,354
	4 港 湾 費	1,019,000,000	686,500,390		235,149,152	320,000,000		131,351,238
	港湾予防保全事業費	353,000,000	233,875,860		101,086,660	109,000,000		23,789,200
	伏木富山港改良整備費	50,000,000	26,185,873		13,092,937	7,000,000		6,092,936
	県単独空港整備費	107,000,000	98,931,780			18,000,000		80,931,780

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳				
					既収入 特定財源	未収入		特定財源	
						国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
		富山空港整備費	14,206,000	9,000,000	4,500,000	4,000,000	500,000		
		組合土地区画整理事業費	108,000,000	15,838,088	8,710,949	3,000,000	3,564,000	563,139	
		市町村都市計画土地区画整理事業補助金	7,965,000	130,000				130,000	
		県単独都市計画街路費	217,000,000	136,876,121		71,000,000	33,072,000	11,122,121	
		都市計画街路事業推進費	18,000,000	16,445,689			340,000	9,866,689	
		都市計画街路総交付金	636,800,000	451,185,616	243,809,879	96,000,000	8,667,000	7,685,737	
	5	街路事業費	3,327,600,000	1,651,883,034	900,116,980	346,000,000	193,522,200	30,065,854	
		県単独都市公園維持費	24,075,000	6,804,404				6,804,404	
		県単独都市公園施設整備費	552,000,000	293,898,822		220,000,000		73,898,822	
		都市公園総交付金	457,000,000	229,690,601	114,845,301	104,000,000		10,845,300	
		市街地再開発事業促進費	41,275,000	29,725,000				29,725,000	
		県営住宅維持管理費	48,290,000	45,980,000	14,925,000	11,000,000		20,055,000	
	6	公営住宅ストック整備費	165,929,000	106,696,000	39,169,000	32,000,000		35,527,000	
		安全・安心とやまの住まい耐震化促進事業費	1,000,000						

9 警察費	1 警察管理費	交通安全施設費	63,251,000	63,251,000		54,000,000	9,251,000
		警察施設補修費	107,200,000	107,200,000		69,000,000	38,200,000
		警察署庁舎建設費	14,965,000	13,797,000			13,797,000
		駐在所・交番庁舎建設費	58,982,000	58,982,000		41,000,000	17,982,000
10 教育費	1 教育総務費	教育ネット利用事業費	22,932,000	22,932,000	11,466,000		11,466,000
		私立学校振興推進事業費	61,529,000	53,131,700	53,131,700		
	4 高等学校費	全日制高等学校運営費	22,000,000	10,280,000			10,280,000
		学校修繕費(全日制)	456,039,000	206,117,041		179,000,000	27,117,041
		学校修繕費(定時制)	82,077,000	39,744,630		35,000,000	4,744,630
		高等学校建設事業費	1,463,002,000	671,009,000	14,324,000	546,000,000	110,685,000
		運動場等整備費	119,744,000	97,125,000		86,000,000	11,125,000
		高等学校校舎等 リアレーション事業費	105,086,000	104,834,000	27,991,000	60,000,000	16,843,000
		学校修繕費(特別支援)	126,442,000	56,266,000	9,509,000	35,000,000	11,757,000
		特別支援学校通学運営費	10,400,000	10,400,000	10,400,000		
6 大学費	特別支援学校建設事業費	144,000,000	95,433,000	2,391,000	69,000,000	24,042,000	
	公立大学法人振興事業費	91,528,000	6,970,000			6,970,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入 国支出金	収入特定財源			一般財源
							地方債	その他		
		青少年教育施設等管理費	40,140,000	25,270,000		25,000,000		270,000		
	7 社会教育費	県立文化ホール管理費 運	58,425,000	39,320,000		24,000,000	11,796,000	3,524,000		
		水墨美術館管理運営費	10,923,000	10,923,000		10,000,000		923,000		
		学校安全対策費	10,000,000	10,000,000		10,000,000				
	8 保健体育費	スポーツ施設 スリッシュ事業費	111,260,000	110,260,000		98,000,000		12,260,000		
		災害農地復旧事業費	125,995,000	94,151,000		94,151,000				
	1 農林水産業施設 災害復旧費	林道災害復旧事業費	61,022,000	30,280,000		30,280,000				
		治山施設災害復旧事業費	57,000,000	56,144,000		37,448,000	16,000,000	2,696,000		
	11 災害復旧費	道路災害復旧費	80,100,000	80,100,000		9,658,830	4,800,000	65,641,170		
		公共土木施設 災害復旧費	100,000,000	100,000,000		24,648,510	11,900,000	63,451,490		
		砂防災害復旧費	15,000,000	15,000,000				15,000,000		
一	一般会計	計	79,137,969,000	59,047,967,178	1,972,279,939	30,172,364,602	18,541,000,000	3,091,368,270	5,270,954,367	
2 土木費	県単独公共用地 先行取得事業費	県単独公共用地先行取得 事業費	55,500,000	32,623,140				32,623,140		
		県単独公共用地特別先行 取得事業費	117,000,000	98,893,410		98,000,000		893,410		

1 土 木 費	1 港 灣 費	荷 役 機 械 運 營 費	32,581,000	31,616,640					31,616,640
		荷 役 機 械 建 設 事 業 費	511,910,000	511,910,000			511,000,000		910,000
		伏木富山港 _{事業} 頭用地造成費	78,000,000	66,483,200			66,000,000		483,200
		岩瀬 P B S 運 營 費	11,600,000	11,600,000					11,600,000
特 別 会 計	計	計	806,591,000	753,126,390			675,000,000	33,516,550	44,609,840
合 計	計	計	79,944,560,000	59,801,093,568	1,972,279,939	30,172,364,602	19,216,000,000	3,124,884,820	5,315,564,207

令和5年6月9日 提出

富山県知事 新 田 八 朗

報告第 9 号 令和 4 年度富山県事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				明 説	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源	財源	内訳		
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2 総務費	2 企画費	地域情報化推進費	99,282,205	44,101,442	55,180,763	28,188,100	83,368,863	53,531,000	10,459,000	19,378,863		残雪の影響により、工事着手等に不測の日数を要したため	
		防災対策推進費	173,468,350		173,468,350		173,468,350	87,234,175	86,200,000	34,175		新型コロナウイルスの影響により、工事の施工に不測の日数を要したため	
6 農水産業費	3 農地費	団体営地域用水環境整備事業	234,650,000	202,843,000	31,807,000		31,807,000	26,914,000	4,000,000	893,000		小水力発電施設に係る水車発電機の改良に不測の日数を要したため	
		団体営農村地域防災減災事業費	15,162,000		15,162,000		15,162,000	10,830,000	3,000,000	1,332,000		新型コロナウイルスの影響により、事業関係者との調整に不測の日数を要したため	
4 林業費	山づぐり事業	山のちみり交付金費	85,000,000	68,560,000	16,440,000		16,440,000	11,508,000	3,000,000	1,110,000		新型コロナウイルスの影響により、工事の施工に不測の日数を要したため	
		県営林道開設交付金費	61,750,200		61,750,200		61,750,200	31,600,000	21,000,000	6,175,020	2,975,180	新型コロナウイルスの影響により、工事の施工に不測の日数を要したため	
		緊急治山事業費	66,880,000	26,750,000	40,130,000	514,204	40,644,204	27,582,337	13,000,000	61,867		事業関係者との調整に不測の日数を要したため	

		地事	すべり防業	止費	44,404,000	14,650,000	29,754,000			29,754,000	14,877,000	14,000,000	877,000	事業関係者との調整に不測の日数を要したため	
		修	単独道繕	維持費	3,157,000		3,157,000			3,157,000			3,157,000	事業関係者との調整に不測の日数を要したため	
		改	道路橋り築	ょう費	66,330,000		66,330,000			66,330,000	36,481,500	29,000,000	848,500	新型コロナウイルスの影響により、工事の施工に不測の日数を要したため	
		事	道路総合業	交付金費	52,349,000		52,349,000			52,349,000	28,791,950	23,000,000	557,050	新型コロナウイルスの影響により、工事の施工に不測の日数を要したため	
		事	河川総合業	交付金費	502,559,592	198,559,992	303,999,600			303,999,600	121,352,060	178,000,000	3,524,446	1,123,094	新型コロナウイルスの影響により、工事の施工に不測の日数を要したため
			3 河川海岸費	修費	80,203,200	10,200,000	70,003,200			70,003,200		31,000,000		39,003,200	新型コロナウイルスの影響により、工事の施工に不測の日数を要したため
			2 公共施設復旧費	災害復旧費	138,827,700		138,827,700			138,827,700	92,598,075	46,200,000		29,625	工事区間内の法面の一部が崩落したことにより、応急復旧や対策工法の再検討に不測の日数を要したため
11 災害復旧費			計	計	1,624,023,247	565,664,434	1,058,358,813			1,087,061,117	543,300,097	451,400,000	20,980,466	71,380,554	
1 一般			計	計	28,702,304					1,087,061,117					

令和5年6月9日 提出

富山県知事 新田 八郎

報告第 10 号

令和 4 年度富山県病院事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
1 資本的支出	1 建設改良費	固定資産改良費	430,561,000	142,888,900	285,757,100		284,830,000	927,100	1,915,000		関係機関との調整に不測の日数を要したため
		医療機器整備費	59,840,000		56,760,000	18,260,000		38,500,000	3,080,000		関係機関との調整に不測の日数を要したため
		病院総合情報システム開発費	464,511,000	5,843,530	454,602,500		454,383,300	219,200	4,064,970		関係機関との調整に不測の日数を要したため
		計	954,912,000	148,732,430	797,119,600	18,260,000	739,213,300	39,646,300	9,059,970		

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
1 病院事業費用	1 医療費用	修繕費	6,061,000		6,061,000			6,061,000			関係機関との調整に不測の日数を要したため
		委託料	1,420,000	650,000	770,000			770,000			関係機関との調整に不測の日数を要したため

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたの購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
	計		7,481,000	650,000	6,831,000			6,831,000			

令和5年6月9日 提出

富山県知事 新 田 八 朗

報告第 11 号

令和 4 年度富山県流域下水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな卸資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
1 資本的支出	1 建設改良費	流域下水道事業	1,216,645,392		1,216,645,392	712,512,028	252,100,000	252,033,364			関係機関との調整に不測の日数を要したため
	2 受託工事費	受託工事費	1,350,000		1,350,000			1,350,000			関係機関との調整に不測の日数を要したため
		計	1,217,995,392		1,217,995,392	712,512,028	252,100,000	253,383,364			

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな卸資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
1 事業費	1 営業費用	委託料	10,978,000		10,978,000			10,978,000			関係機関との調整に不測の日数を要したため
		工事請負費	619,933,805		619,933,805			619,933,805			関係機関との調整に不測の日数を要したため
	受託事業費	55,948,355		55,948,355				55,948,355			関係機関との調整に不測の日数を要したため

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな御資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
	計		686,860,160		686,860,160			686,860,160			

令和5年6月9日 提出

富山県知事 新 田 八 朗

報告第 12 号

令和 4 年度富山県電気事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな卸資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
1 資本的支出	1 建設改良費	固定資産改良費	144,902,000		144,901,100			144,901,100	900		関係機関との調整に不測の日数を要したため
		発電所老朽化対策事業費	1,604,590,000	733,508,932	871,081,068		871,000,000	81,068			関係機関との調整に不測の日数を要したため
		計	1,749,492,000	733,508,932	1,015,982,168		871,000,000	144,982,168	900		

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな卸資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
1 事業費	1 営業費用	修繕費	47,085,000		47,084,820			47,084,820	180		関係機関との調整に不測の日数を要したため
		補償費	2,170,000		2,169,880			2,169,880	120		関係機関との調整に不測の日数を要したため
		委託料	5,843,000		5,842,465			5,842,465	515		

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな卸資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
		固定資産除却費	2,603,000		2,602,550			2,602,550	450		関係機関との調整に不測の日数を要したため
1 資本的支出	1 建設改良費	固定資産改良費	47,850,000		47,850,000			47,850,000			関係機関との調整に不測の日数を要したため
	計		105,551,000		105,549,735			105,549,735	1,265		

令和5年6月9日 提出

富山県知事 新 田 八 朗

報告第 13 号

令和 4 年度富山県水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな卸資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
1 資本的支出	1 建設改良費	西部水道用水供給事業費	690,315,000	3,560,000	686,754,070		300,000,000	386,754,070	930		関係機関との調整に不測の日数を要したため
		固定資産改良費	203,759,000		203,758,255		12,000,000	191,758,255	745		関係機関との調整に不測の日数を要したため
計			894,074,000	3,560,000	890,512,325		312,000,000	578,512,325	1,675		

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな卸資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
1 事業費	1 営業費用	修繕費	104,179,000	4,017,200	100,161,706			100,161,706	94		関係機関との調整に不測の日数を要したため
		委託料	23,944,000	2,529,400	21,414,520			21,414,520	80		関係機関との調整に不測の日数を要したため
計			1,436,000		1,435,428			1,435,428	572		関係機関との調整に不測の日数を要したため

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな卸資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
1	資本的支出	1 建設改良費	35,860,000		35,860,000			35,860,000			関係機関との調整に不測の日数を要したため
		計	165,419,000	6,546,600	158,871,654			158,871,654	746		

令和5年6月9日 提出

富山県知事 新 田 八 朗

報告第 14 号

令和 4 年度富山県工業用水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな御資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
1 資本的支出	1 建設改良費	西部工業用水道建設事業費	1,981,303,000	398,250,400	1,583,052,190		127,000,000	1,456,052,190	410		関係機関との調整に不測の日数を要したため
		固定資産改良費	173,985,000		173,984,625		44,000,000	129,984,625	375		関係機関との調整に不測の日数を要したため
	2 受託工事費	受託工事費	10,106,000		10,105,810			10,105,810	190		関係機関との調整に不測の日数を要したため
	計		2,165,394,000	398,250,400	1,767,142,625		171,000,000	1,596,142,625	975		

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな御資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
1 事業費	1 営業費用	修繕費	45,909,000	14,242,800	31,665,581			31,665,581	619		関係機関との調整に不測の日数を要したため
		委託料	87,890,000	18,000,600	69,888,480			69,888,480	920		関係機関との調整に不測の日数を要したため

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな卸資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
		固定資産除却費	1,482,000		1,481,075			1,481,075	925		関係機関との調整に不測の日数を要したため
	2 営業外費用	受託事業費用	340,000		339,083			339,083	917		関係機関との調整に不測の日数を要したため
1 資本的支出	1 建設改良費	西部工業用水道建設事業費	556,231,000	140,689,600	415,541,000			415,541,000	400		関係機関との調整に不測の日数を要したため
		固定資産改良費	1,433,000		1,432,251			1,432,251	749		関係機関との調整に不測の日数を要したため
計			693,285,000	172,933,000	520,347,470			520,347,470	4,530		

令和5年6月9日 提出

富山県知事 新 田 八 朗